

平成23年度 第5回 四国地方整備局事業評価監視委員会
の開催結果（速報）

1. 日時：平成24年3月15日（木） 13：30～15：40

2. 会場：高松サンポート合同庁舎 13階会議室

3. 出席者

委員：矢田部委員長、高塚委員、土井委員、松根委員、三木委員、
渡邊委員

四国地整：局長、次長、企画部長、河川部長、道路部長、営繕部長、
用地部長、他

4. 議事内容

・事後評価審議

- 1) 宇治川床上浸水対策特別緊急事業
- 2) 肱川水防災対策特定河川事業（大和（郷）地区）
- 3) 吉野川総合水系環境整備事業（西村・中鳥、加茂第一）
- 4) 重信川総合水系環境整備事業（石手川）
- 5) 一般国道317号 大島道路
- 6) 一般国道196号 松山北条バイパス
- 7) 一般国道56号 五十崎内子拡幅

5. 審議結果

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 宇治川床上浸水対策特別緊急事業

「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする
事業者の判断は「妥当」である。

2) 肱川水防災対策特定河川事業（大和（郷）地区）

「今後の事後評価の必要性はない。ただし、既に本事業は完了し
ているが、東大洲地区における便益は現状では発現されておらず、
他の下流対策箇所を進捗を待っている状況にあるため、今後は本
事業を含め、河川事業全体としての進捗管理・事業評価を行い早
期事業効果発現に努める。また、改善措置の必要性はない」とす
る事業者の判断は「妥当」である。

- 3) 吉野川総合水系環境整備事業（西村・中鳥、加茂第一）
「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 4) 重信川総合水系環境整備事業（石手川）
「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 5) 一般国道317号 大島道路
「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 6) 一般国道196号 松山北条バイパス
「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 7) 一般国道56号 五十崎内子拡幅
「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

6. 主な意見

- ・ 肱川水防災対策特定河川事業（大和(郷)地区）の様に、効果が相互に関連する事業は、河川事業全体での評価をした上で、個別事業についての効率性を確認すべきではないか。
- ・ 総合水系環境整備事業については、効果把握のために行っているアンケートの回答の中から、当初目標の達成度合いについても分析すべきではないか。